

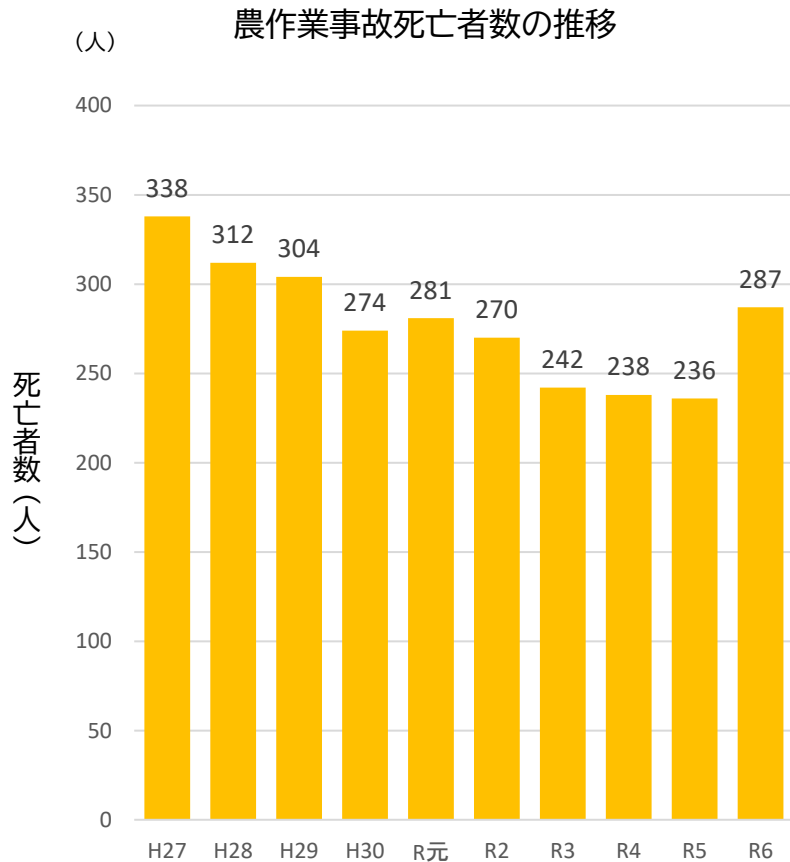
農作業安全をめぐる情勢

令和8年4月
農産局 技術普及課 生産資材対策室

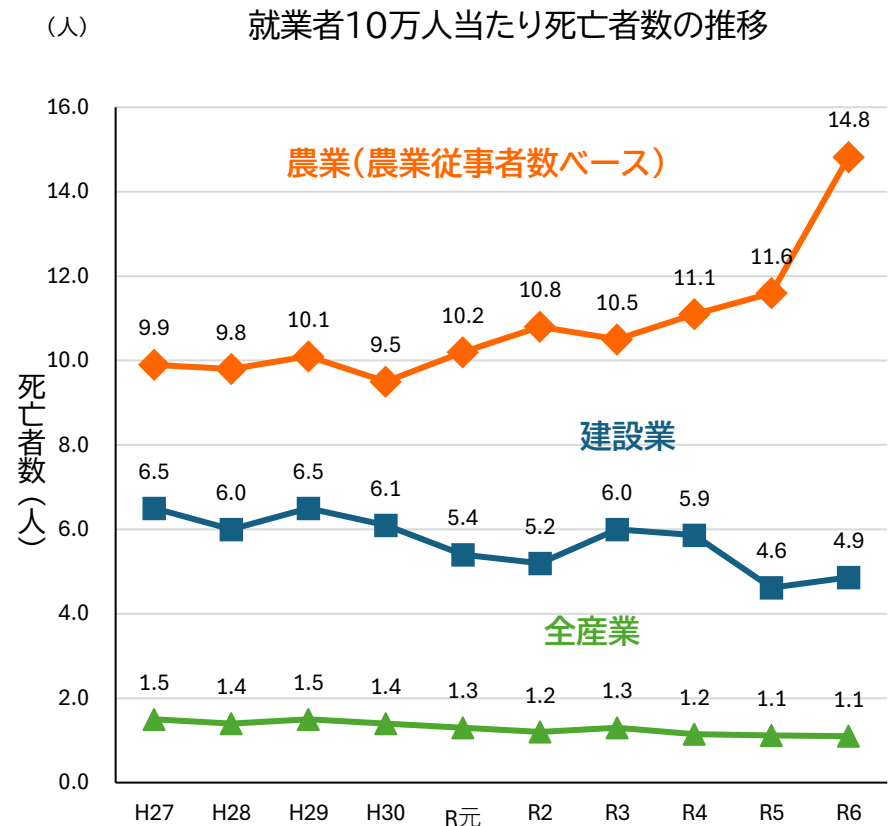
農林水産省

令和6年に発生した農作業死亡事故の調査結果

- 農作業事故死亡者数は、近年減少傾向にあったが、**令和6年は287人となり、前年より急増(51人増)**。
- これに伴い、**就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人**に増加し、他産業との差が更に拡大。



※ 農作業死亡事故調査(農水省)



死亡者数 農 業:農作業死亡事故調査(農水省)

他産業:死亡災害報告(厚労省)

就業者 農 業:農林業センサス、農業構造動態調査(農水省)

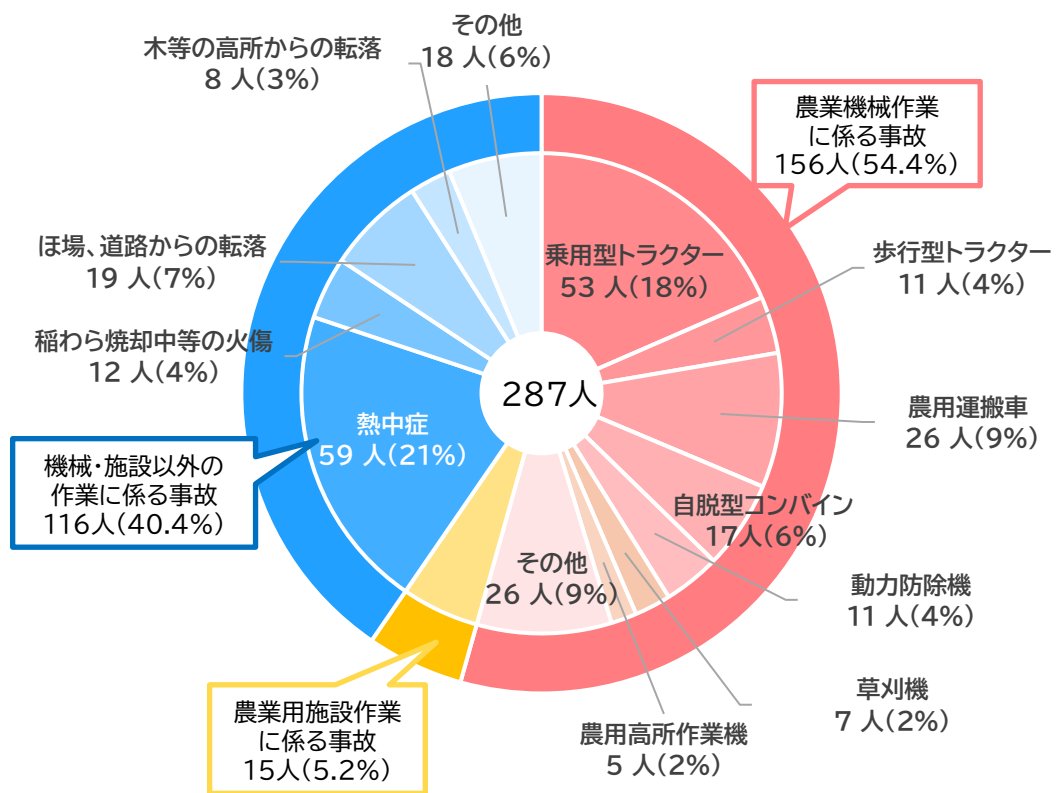
他産業:労働力調査(総務省)

(注)就業者10万人当たり死亡者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

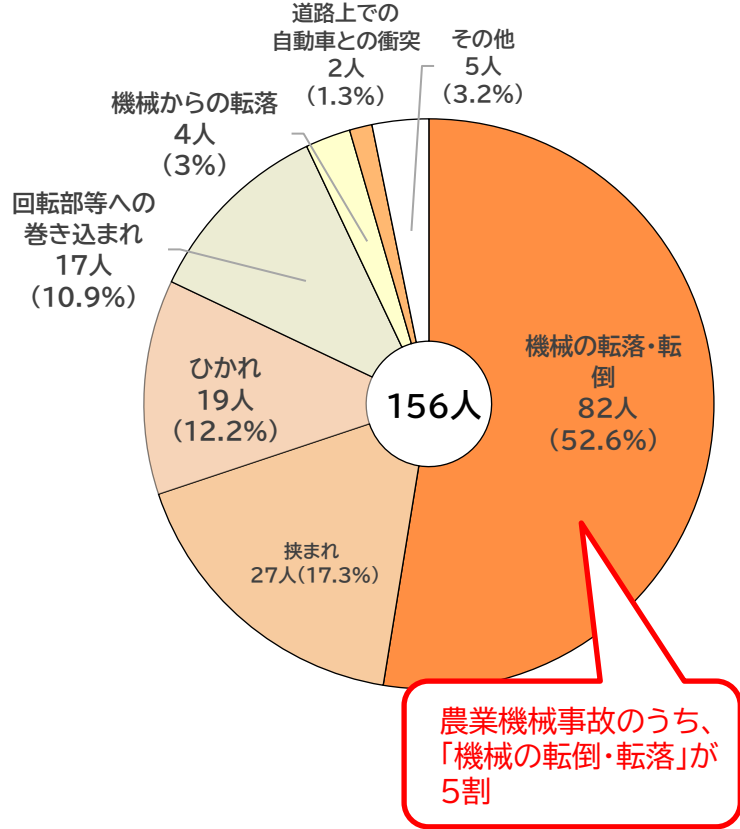
農作業死亡事故の発生状況の分析①

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「**農業機械作業に係る事故**」が156人(全体の54.4%)と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「**機械の転落・転倒**」が82人(機械事故の52.6%)を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「**熱中症**」が59人(機械・施設以外の作業に係る事故の50.8%)と最も多い。

要因別の死亡事故発生状況(令和5年)



農業機械事故による死亡の要因(令和6年)

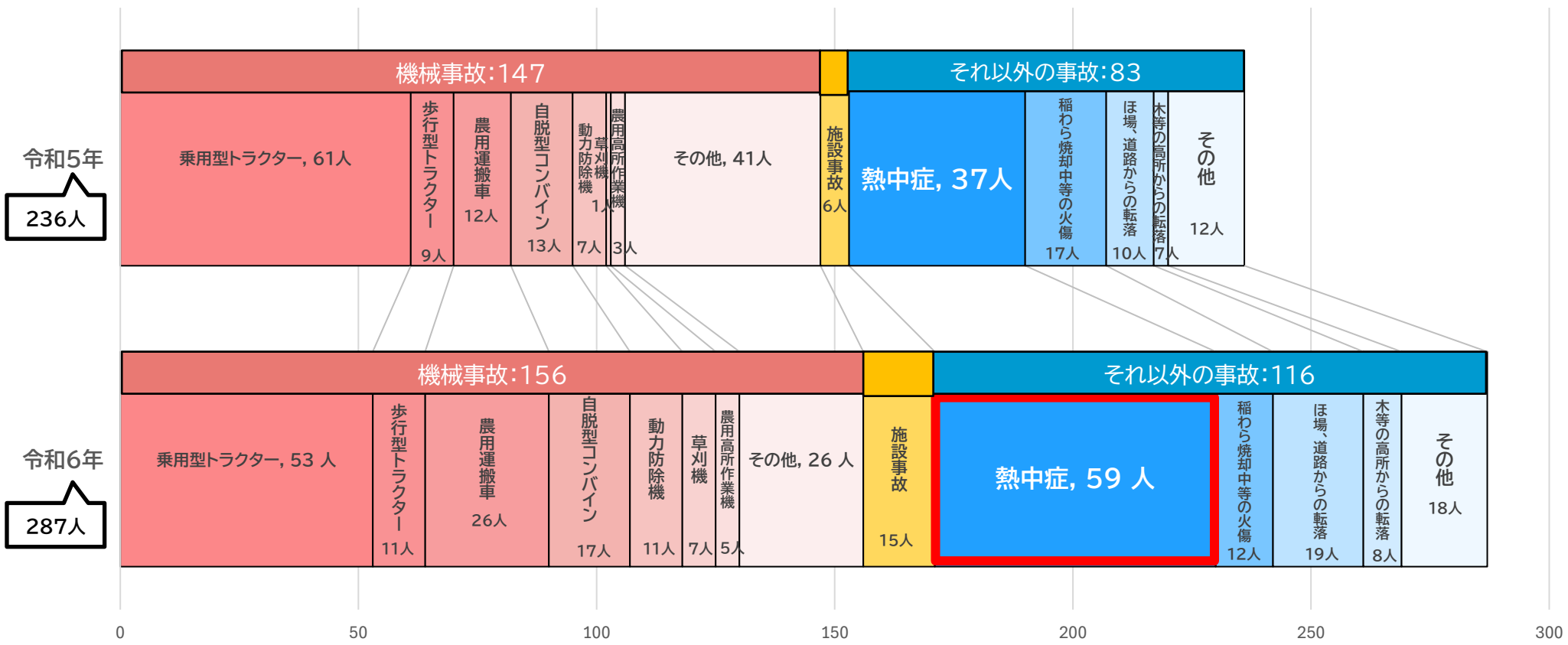


農業機械事故のうち、「**機械の転倒・転落**」が5割

農作業死亡事故の発生状況の分析②

- 令和6年の農作業死亡事故を要因別にみると、「機械事故」、「施設事故」、「それ以外の事故」のいずれも前年より増加。
- 特に、「それ以外の事故」のうち「**熱中症**」が、前年の37人から59人に顕著に増加した(22人増)。

農作業死亡事故の要因別分析(R5→R6)

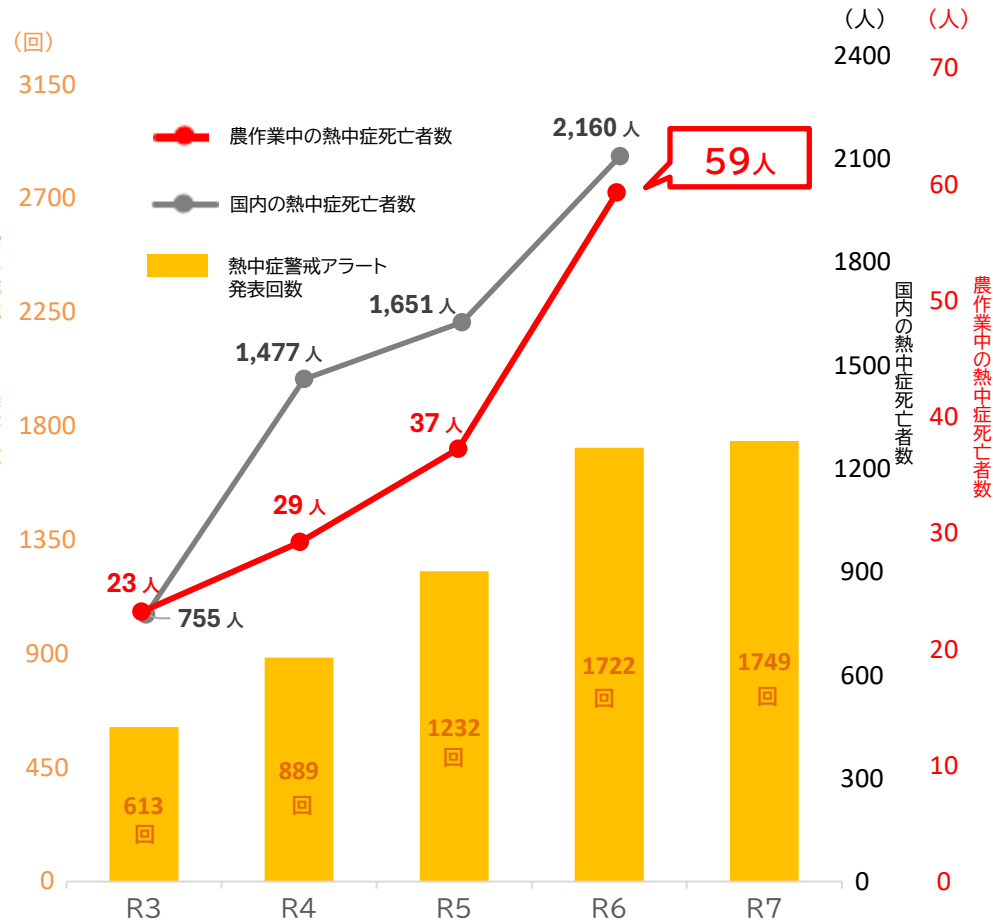


農作業死亡事故調査(農水省)

農作業死亡事故の発生状況の分析③

- 気象庁が発表する「熱中症警戒アラート」は、令和3年の制度創設以降、発表回数が毎年増加。これに伴い、厚生労働省が公表する熱中症の死亡者数も毎年急増しており、農作業死亡事故における熱中症の死亡者数も概ね同じ傾向で推移。
- 農作業死亡事故を発生月別にみると、熱中症警戒アラートが発表された5～9月の増加数(52人増)が全体増加数(51人増)を超えており、夏場の高温が、熱中症のみならず熱中症以外の事故にも影響している可能性が考えられる。

熱中症警戒アラートの発表数と熱中症死亡者数の推移(令和3～7年)



夏季(5～9月)における農作業死亡事故の発生状況

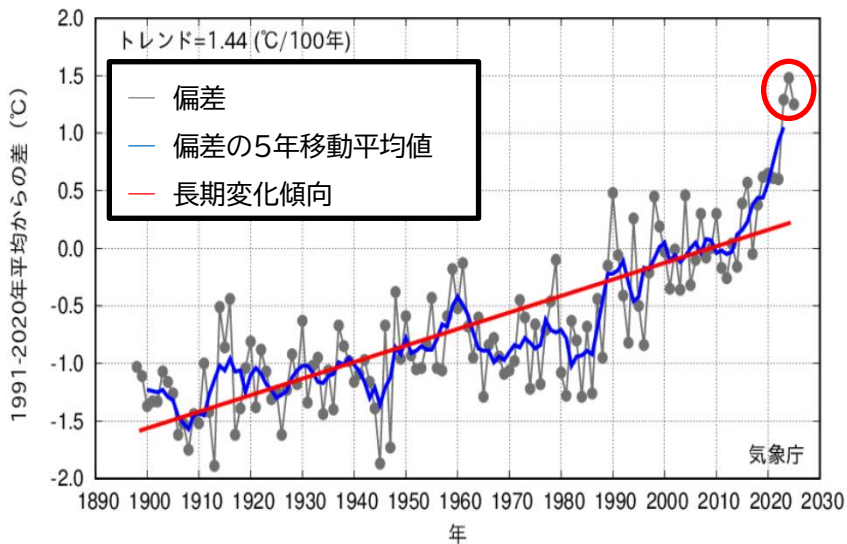
	死亡件数 (全体)									(参考) 熱中症警戒アラート発表数
	5～9月 (A)+(B)	熱中症		熱中症以外						
		5～9月 (A)	5～9月 (B)	5～9月 (B)						
		高所等からの転倒	草刈機	自脱型コンバイン						
令和5年	236	132	37	35	199	97	9	1	7	1,232
令和6年	287	184	59	56	228	128	20	6	12	1,722
増加数	51	52	22	21	29	31	11	5	5	490

農作業死亡事故調査(農水省)

今後の気温上昇への適応の必要性

- 我が国の気温(年平均気温偏差)は年々高くなっており、特に近年は急激に上昇。**今後も熱中症等の発生リスクは高い状況が続くことが想定**される。
- このような中、夏季における農作業死亡事故の発生リスクを低減するためには、注意喚起の強化だけでなく、**構造的な対策を講じていく必要があり、作業の省力化や軽労化に資する生産方式**に転換していくことが不可欠。

日本の年平均気温偏差 (1898~2025年)



※偏差：各年の平均気温の基準値からの差。基準値は1991~2020年の30年平均値。

日本の年平均気温偏差のうち統計開始以降の上位3カ年

順位	年	気温偏差(°C)
1	2024	+1.48
2	2023	+1.29
3	2025	+1.23

資料:気象庁

熱中症死亡事故の事例

手持式動力噴霧器
で農薬散布中に
ほ場内で倒れた。

温室内で水分補給
せずに作業してい
たところ、脱水症
状で動けなくなり
熱中症を発症。

朝から1人で草刈
り作業をしていた
が、帰りが遅かつ
たので探しに行く
と倒れていた。

熱中症等のリスクを低減する生産方式例



ドローンによる
農薬・肥料散布



遮光ネット、細霧冷房等
による作業環境改善



リモコン草刈機等
による軽労化

暑熱対策が講じられた農業支援サービスの活用による作業の外部化

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

- 農作業中の熱中症等による事故を防ぐため、スマート農業技術や農業サービス事業者等を活用した生産方式(ホワイト生産方式)への転換と、農業者における熱中症等の回避行動の啓発活動を併せて推進する必要。
- このため、農林水産省では、これらを推進する施策を「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」としてとりまとめ、関係機関を挙げて強力に推進。

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

熱中症等の回避に向けた安全意識の向上

○研修の強化(熱中症等対策研修強化期間の前倒し)

より多くの農業者に早い段階から熱中症への注意を促すため、熱中症対策研修強化期間を1か月前倒(4~6月)。

この中で、熱中症や夏季の農作業事故の回避策をお伝えするとともに、ホワイト生産方式への転換の必要性を啓発。



○夏の熱中症等対策声かけ期間の新設

特にリスクが高い7~9月を新たに「夏の熱中症等対策声かけ期間」として設定し、関係機関を挙げて、各種メディアも活用した声かけ運動を展開。



熱中症等のリスクを低減する生産方式 ホワイト生産方式への転換

○スマート農業技術の導入

自動化技術やIT技術の活用を通じて、省力化・軽労化。
(例)・水管理の遠隔操作や自動化
・生育予測システムによる業務量の平準化

【支援策】スマ転事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数)



○農業支援サービスの活用

作業の外部化を通じ、農業者の高温暴露時間を軽減。
(例)・ドローンによる農薬・肥料散布作業の委託
・リモコン草刈機を有する事業者への作業委託

【支援策】サービス加速化事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数)



○農作物の高温対策

農作物の高温対策を通じて、農業者の労働環境も改善。
(例)遮光資材、細霧冷房、天窗、ヒートポンプの活用

【支援策】グリーンな栽培体系転換(R7補正 40億円の内数)
R8当初 5.7億円の内数)



※3月中に発出予定の令和7年地球温暖化影響調査レポートにも上記を記載

熱中症等対策研修強化期間の設定

熱中症等対策研修強化期間：**4月1日～6月30日**
 ※前年より1カ月前倒し

【主な研修内容】

- ① 熱中症対策アイテムの活用
- ② 夏季の農作業(草刈、高所作業等)のリスク解説
- ③ ホワイト生産方式の紹介
- ④ 熱中症発症時の対応

などを専用テキスト等を用いて研修

農作業における熱中症等対策研修資料

夏季の農作業中の死亡事故が増えています！
 4月1日～6月30日は熱中症等対策研修強化期間です。
 正しい安全知識を学び、暑さから命を守りましょう。

●近年、農作業中の熱中症による死亡者が増加しています。
 ●また、令和5年の5月～9月は、熱中症以外も高所からの転落や車対り作業中等の事故が増加しています。夏の高温による暑さだけでなく、暑熱の発生に影響しています。

熱中症対策① 休憩、水分・塩分補給と対策アイテム

休憩時には、水分・塩分補給をしましょう。

作業中や休憩時に、水分・塩分補給をしましょう。

水分補給には、水分が含有されている経口補水液や経口補水液を積極的に活用しましょう。経口補水液は、熱中症の予防に効果的です。

経口補水液は、熱中症の発症状況が深刻化し、経口補水液が飲めなくなると、点滴や輸液が必要となります。

経口補水液は、熱中症の発症状況が深刻化し、経口補水液が飲めなくなると、点滴や輸液が必要となります。

熱中症対策に関するクイズ

Q1 次のうち、熱中症対策アイテム(水分・塩分の補給用品)の正しい使い方として正しいものを1つ選択してください。

1. 経口補水液は、経口補水液が熱中症等の脱水を予防するための飲料であり、大量に飲用しても健康上の問題は少ない。
2. 水分を補給できないときは、代用品として塩分・糖分を含む「経口補水液」を飲むことで、熱中症を予防することができる。
3. コーヒーは、水に比べてカフェインが多く含まれているため、作業中の水分喪失を助長する恐れがあり、熱中症予防のための水分補給に最適な飲料である。
4. 水分・塩分補給と同時に、身体の内部を冷やすアイスクリームを摂取することは熱中症予防の効果がある。

Q2 次のうち、熱中症の症状に対する取組の中で正しいものを2つ選択してください。

1. 農作業中に身体がけいれんを感じているもの発汗がない場合は、軽度の熱中症であり、応急処置を行う必要はない。
2. 一瞬に農作業している必要が「降り止まない」という場合は、熱中症の可能性が高いため、本人の都合がなくても、作業を中止し、応急処置を行う必要がある。
3. 熱中症は、重症化すると死亡に至るだけでなく、後遺症が残ることもあるため、迅速な応急処置を行うことが望ましい。
4. ファン付作業服を着用し、休憩・水分・塩分補給を適切に行えば、熱中症の発症を完全に防ぐことができる。
5. 農作業中、ゆまいを感じたが、熱中症の症状がどうかかわらなかつたため、熱中症と判定できるまで応急処置を行わず、様子を見た。

研修テキスト

夏の熱中症等対策声かけ期間の新設

熱中症等対策声かけ期間：**7月1日～9月30日**

【今夏のキャッチフレーズ】

いのちをうばう、夏のひとり作業

【その他の主な取組】

- ① 農業者向けの注意喚起チラシの配布
- ② 各種会合や農業生産資材の販売・配達等の機会を捉えた声かけ
- ③ SNS、防災無線、広報誌など様々な媒体を活用した声かけ

農作業中の熱中症を予防しましょう!!

熱中症等による死亡事故が増えています！
 4月1日～6月30日は熱中症等対策研修強化期間です。
 各地域で開催される研修に参加しましょう！

農作業中の熱中症が増加

●近年、農作業中の熱中症による死亡者は急増しています。
 ●このうち、約55%が7～8月に発生しています。

予防のポイント

暑さを避ける
 高温の作業場所を避け、日陰や風通しのよい場所で行う。

こまめな休憩と水分補給
 熱中症を予防するには、こまめに水分・塩分を補給することが大切です。

暑熱作業に避ける
 暑熱で作業を行う、時間を決めて休憩を取り、暑熱を避ける。

熱中症対策アイテムの活用
 経口補水液や経口補水液の活用、作業服や作業帽の活用。



熱中症対策チラシ

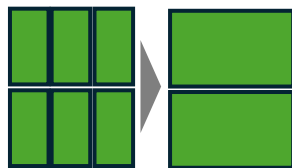
スマート農業技術・農業支援サービス・農作物の高温対策を組み込んだ ホワイト生産方式のイメージ

水田作の例

- 夏季における水田作の主要な作業は農薬散布、追肥、草刈、水管理等
- 農薬散布・追肥については農業支援サービス事業者の活用、草刈・水管理については、畦畔除去により草刈作業面積を縮減しつつ、スマート農業技術である自動水管理装置等の導入により、大幅な省力化・軽労化が可能



ドローンサービスによる農薬散布・追肥



畦畔除去による草刈の作業面積の縮減



自動水管理装置

果樹の例

- 夏季における果樹(りんご)の主要な作業は摘果、防除、除草作業
- 省力樹形(超高密植栽培)への転換による直線的な動線と作業の単純化に加え、摘果作業に高所作業台車・摘果剤、防除作業にトラクタ連結式防除機、除草作業に自動草刈機を導入することで大幅な省力化・軽労化が可能



省力樹形への転換



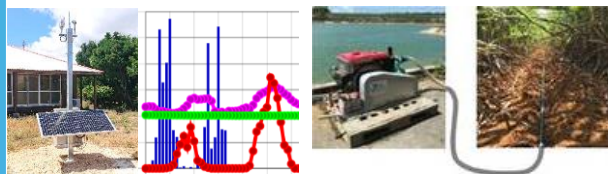
高所作業台車を利用した摘果作業



自動草刈機

畑作物の例

- 夏季におけるさとうきびの主要な作業はかん水作業
- かんがい未整備地区では、大型トラック等による散水が行われているが、微気象観測システムによる土壌水分やさとうきびの水ストレス状況を把握し、リモートによるかん水作業を行うことにより、省力化・かん水量の低減が可能



微気象観測システムによるデータ収集

遠隔操作によるかん水ポンプの起動

露地野菜(キャベツ)の例

- 夏季の作業は、除草や防除、収穫
- ドローンの導入による除草・防除等の省力化や、収穫機の導入による収穫作業時間の削減により、夏季の暑い時間の作業を削減



ドローンサービスによる防除



収穫機

施設園芸(トマト)の例

- 夏季における施設園芸の主要な作業は、吊り下ろし作業、農薬散布、葉かき、摘果、収穫作業等
- ヒートポンプ等を複合環境制御装置でコントロールしたり、ハウスの嵩上げや遮光剤の塗布によりハウス内の温度を低下



ドローンサービスによる遮光剤の塗布



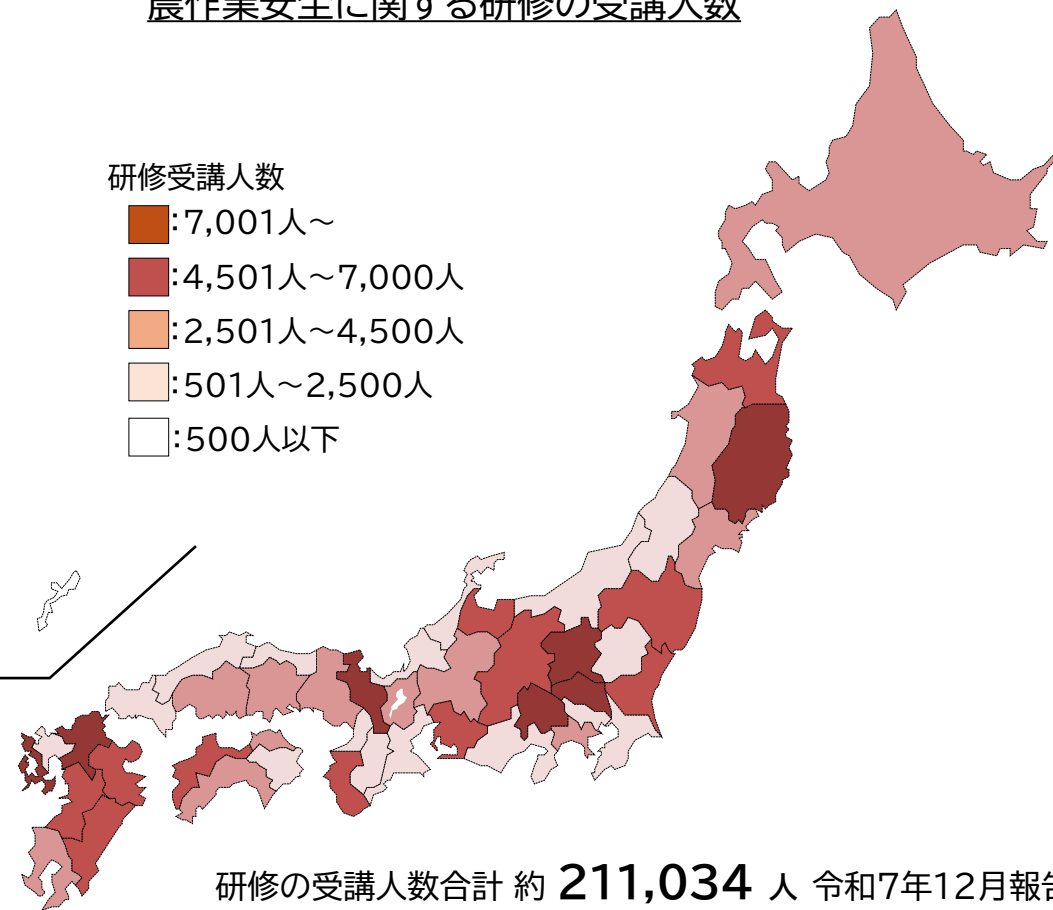
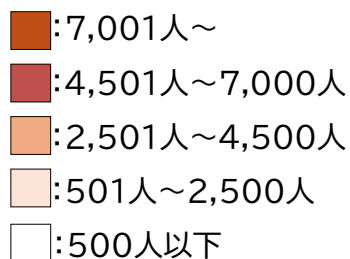
高軒高ハウス

令和7年度における研修実施状況

- 令和7年度の農作業安全研修の受講人数は、約211,000人と前年度(約16万人)から5万人増加。
- 研修の実施回数も、農業機械安全に係る研修は3,186回、熱中症対策研修は5,134回と、前年度と比較して特に熱中症対策研修の実施回数が1.5倍に拡大。

農作業安全に関する研修の受講人数

研修受講人数



研修実績 (実施回数、受講者人数)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
農業機械作業研修	3,186回	4,059回	1,732回
熱中症対策研修	5,134回	3,404回	779回
未熟練向け研修	555回	-	-
合計	6,427回 211,034人	4,437回 170,350人	1,769回 50,412人

※ 農業機械作業研修で熱中症対策の内容を含む場合や熱中症対策研修で農業機械作業の内容を含む場合はそれぞれの項目で回数カウントしているため、両項目の研修回数の和と合計は合致しない。

研修の受講人数合計 約 **211,034** 人 令和7年12月報告時点(予定含む)

農作業安全に関する表彰制度

- 農作業安全に関する優良事例等の横展開を促すとともに、農作業安全に対する意識や活動を前向きで明るいものに変えていくことを目的に、**令和7年度に農作業安全表彰を創設**。
- 表彰受賞事例以外の事例も含め優良な事例については、現場の取組の参考としてもらうため、地方自治体等を通じて展開。

（農産局長賞受賞者）

新潟県立村上桜ヶ丘高校

〔新潟県〕

- 学生主体で取り組む「農作業事故ゼロプロジェクト」にて、シートベルトの着用や熱中症に関するアンケート調査を実施し、事故実態や課題を研究成果としてセミナー等で発信
- 夏場の作業の危険性を直接訴えるため、地域のJAとともに、熱中症パトロールを実施。
- 研究成果を踏まえ、トラクターのシートベルト着用促進、また熱中症対策に関するポスターを作成し、注意喚起を図る。



アンケート調査を実施する様子



シートベルトポスター

（最終選考候補者）

JA新はこだて・ホクレン函館支所

〔北海道〕

農作業安全研修を受けた青年部組織が自分事として捉え、農作業安全宣言の作成、対話型グループワークの実施。オホーツク網走青年部と連携し、農作業初心者向けの啓発動画を作成・共有・活用するなど、農作業事故ゼロに向けて取り組む体制の構築。



山梨県農作業安全推進会議

〔山梨県〕

果樹での昇降機による事故が続発したため、果実袋へ啓発文「要注意！！リフト移動、機械操作」などを印字し配布。その他、VR/対話型研修、公用車での巡回放送、ラジオ等を組み合わせて啓発。



片山安全コンサルタント合同会社

〔富山県〕

労働安全コンサルタントとして、依頼を受けて全国各地で農業機械の点検整備・安全知識を座学と実機で学ぶ研修を実施。オリジナルの安全研修テキストを作成し、自身のHPで掲載。



熱中症対策に関する優良事例

- 農作業安全表彰に応募のあった事例等では、**農業現場における熱中症対策の取組を積極的に実施。**
- 具体的には、**熱中症アイテムの活用についての啓発活動、熱中症の危険性を啓発する見回り活動、熱中症研修の実施**などに取り組む事例があり、表彰の創設を契機にこのような取組の横展開を図る。

熱中症に関するアンケート調査・パトロールの実施

[新潟県]

実施主体:新潟県立村上桜ヶ丘高校

- ・ アイススラリーの摂取による熱中症対策効果の実証や農業者へ休憩時間に関するアンケートを実施。
- ・ 上記の結果を踏まえ、夏場の作業の危険性を直接農業者に訴えるため、地域のJAとともに、熱中症対策に関する声かけ活動を行う。

熱中症パトロール結果



- ・ 実施日 2025年7月30日
- ・ 時間 9:30 ~ 10:30
- ・ 気温 31度
- ・ 調査員 村上桜ヶ丘高校 作物GAP班2名 JA職員1名
- ・ 持ち物 黒球型携帯熱中症計

性別	年齢	圃場	作業内容	作業時間	休憩	熱中症対策
男性	70代	水田	畦の草刈り	90分	なし	なし
男性	70代	水田	畦の草刈り	120分	15分毎	空調服と水分補給
男性	70代	畑	水やり	240分	適宜	水分補給
女性	70代	畑	水やりと草取り	120分	適宜	水分補給
男性	70代	水田	糞肥	120分	なし	なし

熱中症対策の作業着を用いたファッションショー

[青森県]

実施主体:カッチャレンジャー

- ・ 熱中症対策や作業時の疲労軽減できる農作業着のアレンジに取り組む中、「快適な農作業着のファッションショー」を開催。
- ・ 身の回りにある物を使った夏の暑さ対策などを啓発することで、参加者が実践しやすいものとなっている。



熱中症アイテムを活用した研修

[愛媛県]

実施主体:愛媛県庁

- ・ 熱中症予防指導士による熱中症対策アイテムを用いた熱中症対策研修を実施。
- ・ 農作業安全の指導に携わる普及員やJA関係者等に対し、研修を行うことで熱中症の知識を深め、県内の研修会の約50%で、熱中症対策アイテムが活用されている。



研修資料、啓発資材の展開①

- 農作業における安全確保の一層の推進を図るため、新たに「農業機械作業研修資料」を作成。クイズ形式の問題を取り入れ、イラストで分かりやすく解説をすることで、受講者の理解・定着を促進。
- 「忘れていませんか？安全対策」をテーマに、農作業安全に関するポスターデザインを全国から募集。総勢50件の応募があり、農林水産大臣賞については、全国の自治体等に向けて約2万枚の配布を行い、農作業安全の啓発に活用。

農業機械作業研修の作成

チラシ形式の資料

刈払機のクイズ

その作業、危険です！

トラクター 農作業事故の事例と対策

事故事例

① ぼ場進入路での転落事故

概要 → トラクターでぼ場に近づいたところ、草が茂り、ぼ場進入路が狭く見えないうま進入してしまい、坂面から機械ごと転落し、頭部強打により死亡。

考えられる原因 → ① ぼ場進入路に対して斜めに進入した
② ぼ場の環境整備ができていなかった
③ 安全フレームやシートベルト・ヘルメットを正しく装着・装着していなかった

② 整備中の巻き込まれ事故

概要 → 畑をロータリーで耕していたとき、足まわりがあり、作業補助員が除去していたところ、いきなり回転し始め、服の袖が巻き込まれて死亡。

考えられる原因 → ① 点検時にエンジンを停止していなかった
② 服装をきちんと整えていなかったため、作業機に巻き込まれてしまった

対策

環境整備・安全装備はしっかりしてますか？

- 事前に危険箇所を確認し、障害物の除去等を行いましょう。
- トラクターに乗る時はヘルメット・シートベルトを装着しましょう。
- トラクターは安全フレーム（もしくは安全キャブ）が装着されたものを使用しましょう。安全フレームは折れたりせず、しっかり立てた状態で走行しましょう。

点検・整備は必ずエンジンを止めて！

- トラクター・作業機の点検整備時は必ずエンジンを切り、駐車ブレーキをかけ、適圧ロックをした状態で早急で行いましょう。
- トラクターを始動・発進するときは人や障害物がいない周囲の安全を確認しましょう。作業者が近くにいる時は、離れた位置から作業開始の合図を行いましょう。





刈払機

農業安全クイズ

問題

1 刈払機で草刈りするときは、操作桿を左右に振り、刈刃の右側、左側の両等に向っていき、これは正しいですが、〇×で回答してください。

2 次の作業方法の注意事項ですが、正しいものをどれですか。 ※正確なものは複数あります。

1. エンジンが冷えている状態で、手袋の付いた手で燃料タンクを注ぎ替える。
2. 草刈り機が停止している状態で、刈刃の調整を行う。
3. コンクリート歩道で草刈り機を走行させる。
4. 刈払機の刃が鋭いので、足や手などを切らないよう、刈草をなるべく少なくする。

3 次の画像は、二人が傾斜地で横方向に並行ながら刈払い作業をしている様子です。安全対策として不十分な箇所は4つの点で、障害機に書き込んでください。また、どのように対策を講ずるべきか考えましょう。

【解答例】

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____




ポスターデザインコンテスト

農林水産大臣賞

忘れていませんか？安全対策

農作業事故の多くは「機械の故障・損傷」・「整備と点検忘れのチェック」を！

ヘルメットの装着


安全フレームを立てる

シートベルトの装着

コーブ区間の徐行

危険箇所の確認・改善（路肩の補強・草刈り）

障害物の確認



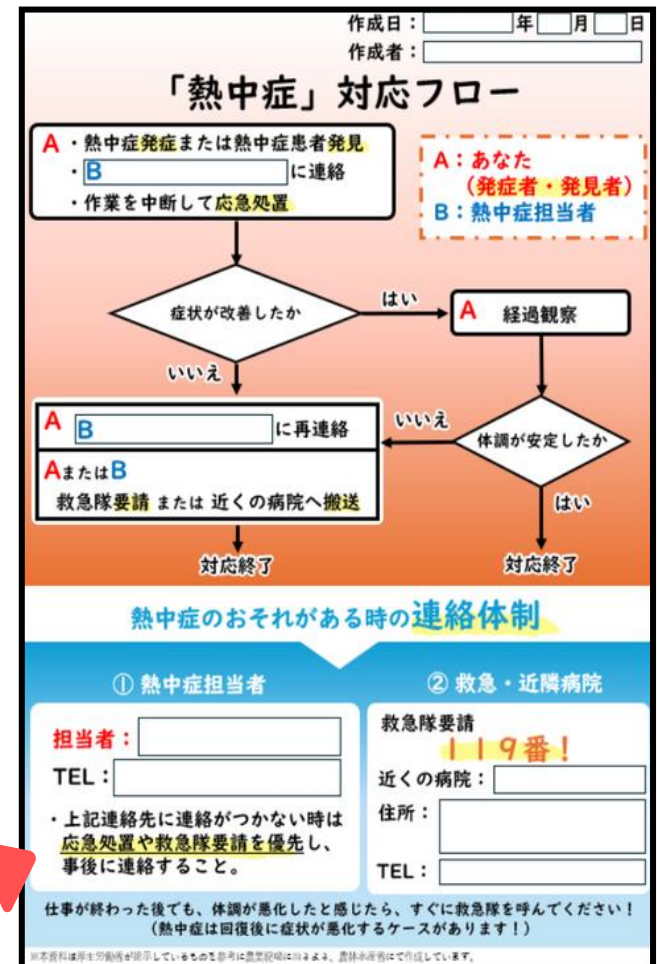
(参考) 労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化

- 労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、**令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付け**。
- 事業者には労働者を雇用する農業者（法人、家族経営問わず）も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、**「熱中症」対応フロー**に必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
 - ✓ 早期発見のための体制整備
 - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。



農作業安全検討会について

- 農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、令和3年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、農業機械の安全対策等を検討。
- 同年5月には、検討の結果を「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」としてとりまとめ。

開催要領

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月
令和7年10月改訂
農林水産省

1 趣旨

農業においては、近年250件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

委員所属

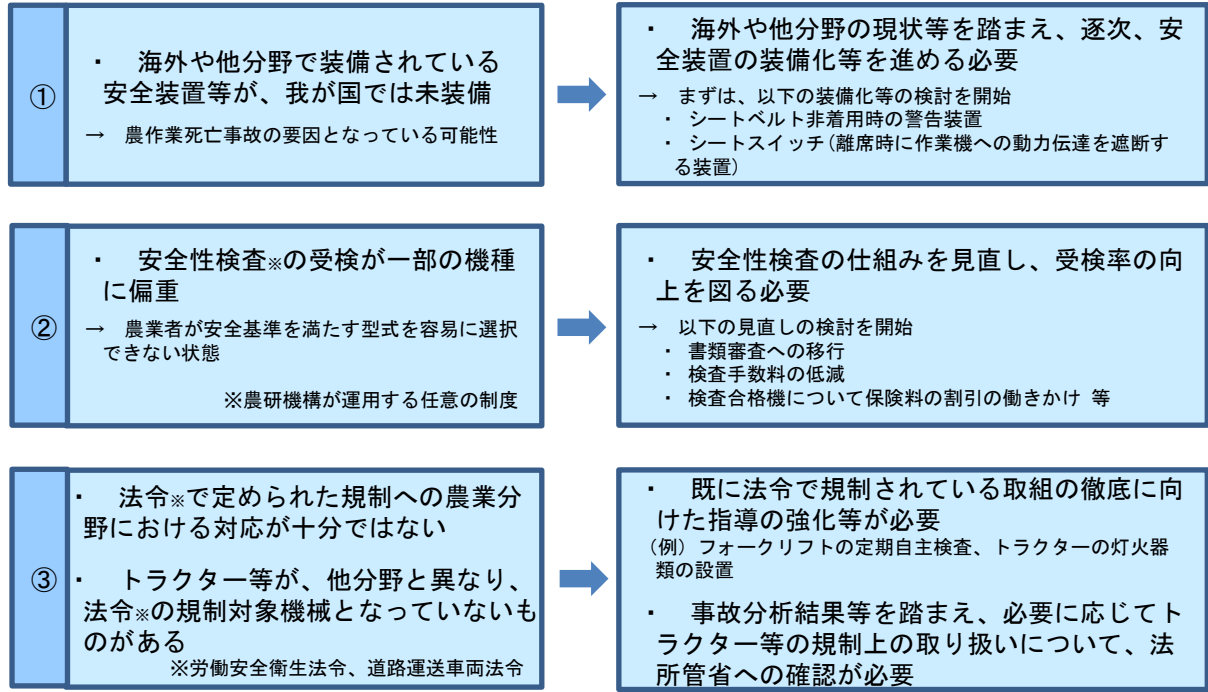
- 全国農業協同組合中央会
- 全国農業協同組合連合会
- 農業者
- 農業ジャーナリスト
- (独) 労働安全衛生総合研究所
- (一社) 日本農村医学会
- (一社) 労働安全衛生コンサルタント会
- (一社) 日本農業機械工業会
- (一社) 日本農業機械化協会
- (公社) 日本農業法人協会
- 全国農業機械商業組合連合会
- 東京農業大学
- (国研) 農研機構農業機械研究部門
- (オブザーバー)
- 厚生労働省 労働基準局 安全課
- 経済産業省 製造産業局 産業機械課
- 国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課
- 警察庁 交通局 交通企画課

農作業安全検討会中間とりまとめ一概要一

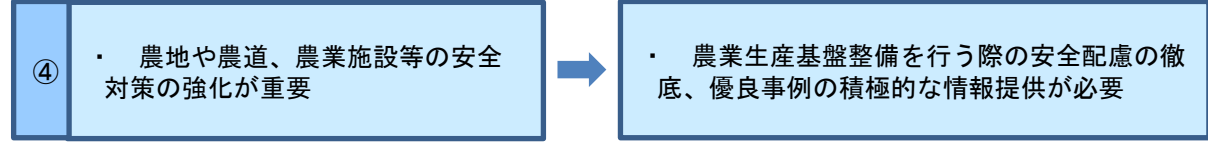
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

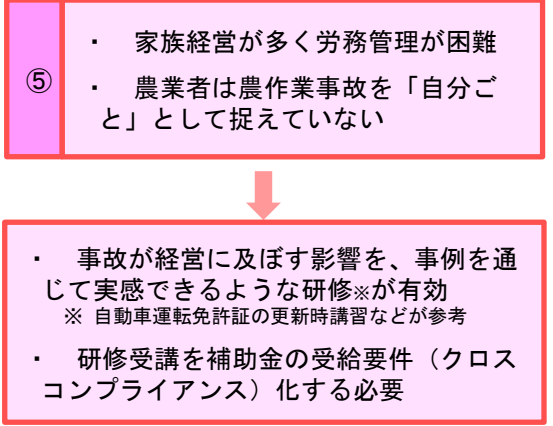


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

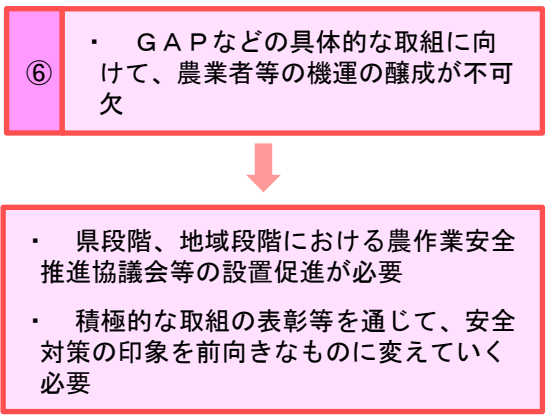


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



新しい安全性検査制度の進捗状況

- 農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。
- 農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、安全性検査制度を見直し、令和7年4月から新たな制度がスタート。 主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさを向上すると共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。

<対象機種>

農用トラクター（乗用型／歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）

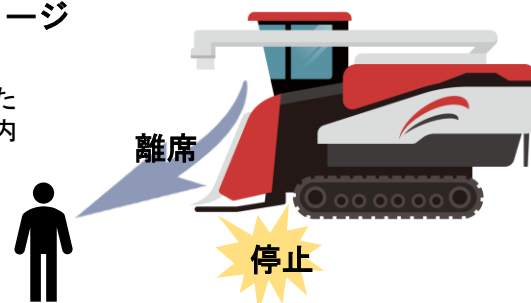
<新たな安全性検査基準の主な強化点>

- 農用トラクター（乗用型）
 - ・ シートベルトリマインダー
(シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報)
 - ・ PTOインターロック
(車両が停止している際の離席によりPTO軸への動力を遮断)
- コンバイン（自脱型）、田植機（乗用型）
 - ・ 作用部インターロック ※2027年度から正式に基準化

自脱型コンバインの安全装置イメージ

作用部インターロック

停車中に刈取部等の作用部を駆動した状態で運転者が離席した場合、7秒以内に刈取部等の作用部への動力を遮断



<受検状況>

新たな安全性検査制度の下、順次合格機が公表されています。
 ※農用トラクター（乗用型）：43型式、
 農用トラクター（歩行型）：3型式
 コンバイン（自脱型）：4型式
 乾燥機（穀物循環型）：7型式 （令和8年1月末日時点）

農用トラクタ（乗用型）、コンバイン（自脱型）合格機の例



出典：(株)クボタ、井関農機(株)、ヤンマーアグリ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)各社より提供

新しい安全性検査制度の今後

- 令和7年4月より、農用トラクター（乗用型）等5機種を対象として、新基準での安全性検査を開始した。
- 農用トラクター（歩行型）、コンバイン（自脱型）、田植機（乗用型）は、令和9年度に新たな検査基準を正式適用。
※これらの検査基準は、令和8年度までは任意適用。
- スピードスプレーヤー、農用運搬車、農用高所作業機については、対象機種への追加に向けた対応を継続。

機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
農用トラクター（乗用型）		新基準 (シートベルトリマインダ、PTOインターロック等の追加)			
農用トラクター（歩行型）		新基準		(自動速度けん制装置等の追加)	
コンバイン（自脱型）		新基準		(作用部インターロック等の追加)	
田植機（乗用型）		新基準		(作用部インターロック等の追加)	
乾燥機（穀物用循環型）		新基準 (昇降用はしごの構造要件等の追加)			
スピードスプレーヤー	旧基準 合格証の貼付は令和9年度まで			新基準 ※令和10年度の運用開始	
上記以外の機種		<p>農用運搬車と農用高所作業機は、安全性検査の対象機種への追加に向けて、農業機械の安全性能アセスメント事業の結果を踏まえ、基準策定に向けた検討準備を進めていく。</p> <p>一般性能試験（旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種はJA共済連のHPで公表。 ただし、JA自動車共済の農業用安全自動車割引が適用される型式に限る。</p>			

※1 令和7年度から新基準を適用となった5機種について、令和9年度以降に適用される基準についても前倒し受検可能。
 ※2 安全性検査合格証の機体への貼付は、受験後の安全性検査基準の変更日を起点とし、新たな基準変更年度から起算して3年度を限度とする。

購買行動対応の強化

- 農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していくためには、安全性検査の受検率の向上を図る必要。
- 受検率向上の前提として、農業者が安全性検査合格機を優先的に選択する環境を整える必要があり、安全性検査の認知度を向上するための取組として、農業機械公正取引協議会が定める農業機械の表示に関する公正競争規約及び同施行規則等に各農業機械メーカーのHPやカタログ等の見やすい位置に合格証票を掲載する旨を規定。
- 農林水産省においても、令和7年度より補助導入機を安全性検査に合格したものの中から選定する運用を開始。

安全性検査合格証票の掲載について

農業者における安全性検査の認知度向上、及び合格機を選定しやすくするため、WEBやカタログ等における合格証票掲載の原則ルールを規定

● Webページでの掲載例
(商品一覧ページに掲載)


*は、2025年4月以降の安全性検査合格機である



○○シリーズ




*○○A25PS



*○○A35PS

△△シリーズ



*○○B20PS



*○○B30PS

(商品詳細ページに掲載)

*は、2025年4月以降の安全性検査合格機である



トラクタ○○シリーズ

*○○A25PS

*○○A35PS




● シリーズ機のカatalogでの掲載例



(おもて)

トラクタ
○○シリーズ


○○A25PS
○○A35PS



(うら)

□□農機(株)
2025年7月作成



(主要諸元)

販売型式名	○○A25PS	○○A35PS
区分		
駆動方式	4輪駆動	
機体寸法		
安全性検査合格番号	NAR025/○○	NAR025/●○
運転免許	大型特殊	



補助事業等の要件化

国の補助事業等を活用して対象の農業機械(※)を購入・リースする場合は、安全性検査合格機の中から選定することを要件として求めるよう、事務次官依命通知を发出

対象機械

- 安全性検査の対象になっている
- ・ 農用トラクター(乗用型/歩行型)
 - ・ 田植機
 - ・ コンバイン(自脱型)
 - ・ 乾燥機(穀物用循環型)

かつ

令和7年度以降新たに発売される型式の農機

国の補助金等を活用し
導入する場合は
安全性検査に合格した
型式から選定




安全性検査
合格証票

農耕トラクタへの座席ベルト義務付け

○ 農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、令和6年8月の本検討会において座席ベルト義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会（令和7年3月開催）において、農耕トラクタへの座席ベルト装備の義務化を提案し、**本年6月に改正保安基準が公布**された。基準適用日（令和9年1月1日）以降に生産された新車※（以下「対象車両」という。）が対象となることから、現在、農林水産省においても、**基準適用日に向けて農業現場への周知を進めているところ**。


制度のしくみ



適用日以降の新車には座席ベルトを装備すること

道路運送車両の保安基準

- 対象車両及び座席ベルトの装備
- 改正保安基準の適用日等を規定

適用日以降、対象車両を道路で運転する際は座席ベルトを装着すること

道路交通法


改正保安基準に基づき装備しなければならないこととされている座席ベルトを装着しないで自動車を運転することの禁止

対象車両であることが判断できるよう、目印を措置


外観からの視認

ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付。ただし、構造上、両側面に貼付することが困難な場合は、貼付可能な側面に1枚のみを貼付とすることが可能。

▼ステッカーデザイン（横型／縦型）
面積目安：3,000mm²以上



座席ベルト着用義務車



座席ベルト着用義務車

対象車種であることの判断

銘板に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の項目を追加、もしくは、銘板付近に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の別シールを貼付。

▼銘板付近の対応イメージ（項目追加型／別貼付型）

農業機械の種類	
型 式 名	
区 分	
発 売 元	
製 造 会 社	
製 造 番 号	
座 席 べ ル ト 着 用 義 務 車	

農業機械の種類	
型 式 名	
区 分	
発 売 元	
製 造 会 社	
製 造 番 号	
座 席 べ ル ト 着 用 義 務 車	

○○○○年製造
または
座席ベルト着用義務車
等を示す。

日農工規格にて規定（令和7年8月公表）

農機公取協より通知発出（令和8年6月頃予定）

おもて

シートベルト着用

義務化



道路運送車両の保安基準改正^(注)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。
※令和7年6月17日公布

義務化はいつから？

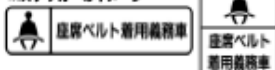
令和9年1月1日 からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に製造された
座席を有するトラクタは、大型特殊自動車
・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカーが貼付されます。

※ステッカーのイメージ



違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付されます。

農林水産省

裏面へ

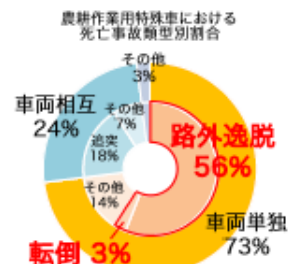
うら

シートベルトを締めましょう！

シートベルト着用は、
トラクタの死亡事故率低下に有効です

トラクタの交通事故の特徴

農耕作業用特殊車の死亡事故は車両単独による**路外逸脱・転倒**が多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況。



【トラクタでの道路走行時の危険因子】

- ・左右独立ブレーキの違和感による片ブレーキでの予期しない旋回
- ・作業機による車幅の変化や重心の変化
- ・凸凹道や狭路等、不安定な道路の走行

路外逸脱や
転倒の可能性

車体から投げ出される、
車体の下敷きになる等により
死亡・重傷の恐れ



シートベルトの効果

乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使用することが重要！



シートベルトを着用することで安全キャブ・フレームによりつくられる安全域にとどまることができ、トラクターの下敷きになることを防ぐことができます。

農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



(注) 国土交通省交通安全センターのデータより農林水産省統計
(平成23年～令和2年、1,827名)

参考情報

農林水産省ホームページもご覧ください。

